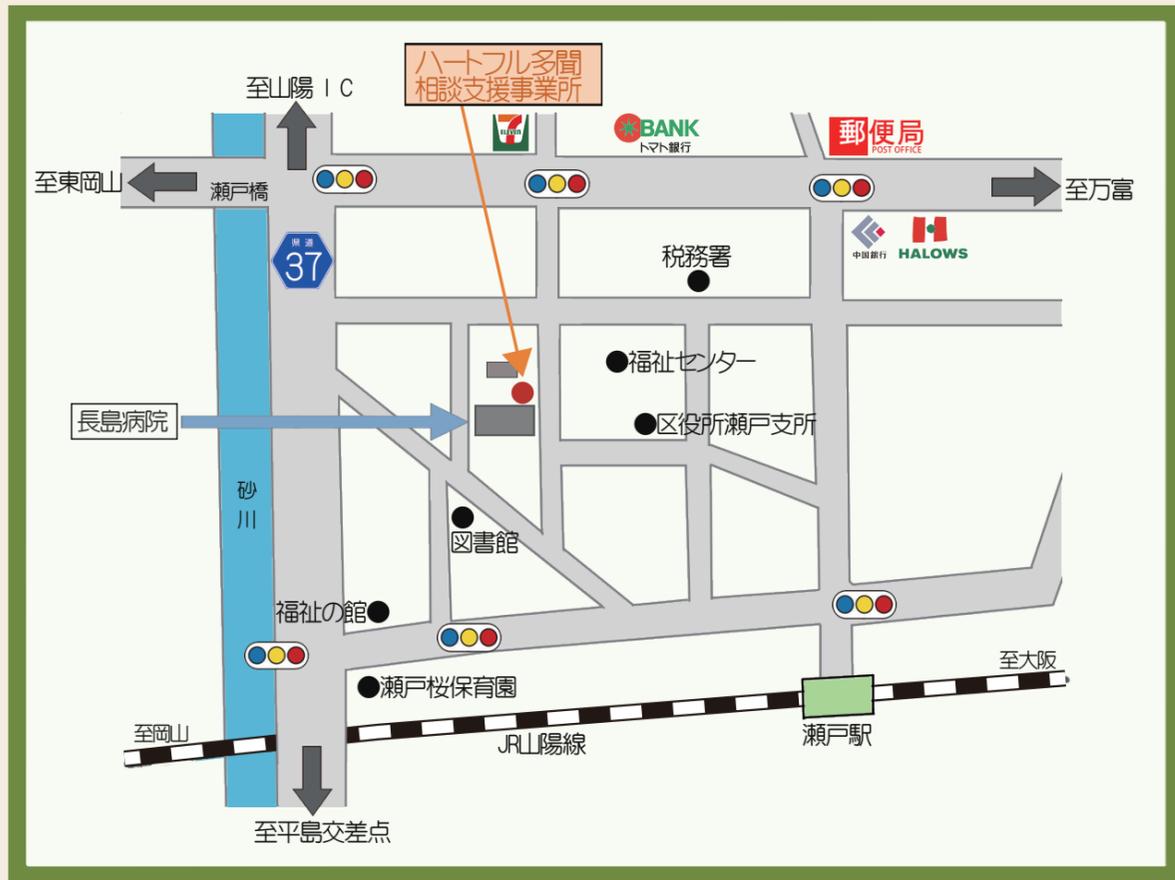


(案内図)



ハートフル多聞 相談支援事業所



地域とともに「よろこび」をつくる
社会福祉法人 天掴会



ハートフル多聞 坂根
 ・特別養護老人ホーム多聞荘
 ・多聞荘ショートステイセンター
 ・多聞荘デイサービスセンター
 ・ケアハウスたもん荘
 ・多聞荘指定居宅介護支援事業所
 岡山市東区瀬戸町坂根 792-14
 Tel 086-953-0011

ハートフル多聞
 ・サービス付き高齢者向け住宅
 ・小規模多機能型居宅介護
 ・訪問介護事業所
 ・ハートフル多聞キッズルーム
 岡山市東区瀬戸町瀬戸 33
 Tel 086-952-5200
 ・ハートフル多聞スマイルキッズ
 ・ハートフル多聞指定居宅介護支援事業所
 岡山市東区瀬戸町瀬戸 36-1
 Tel 086-952-5020
 ・ハートフル多聞相談支援事業所
 岡山市東区瀬戸町瀬戸 36-1
 Tel 086-230-2250

ハートフル多聞 備前
 ・盲養護老人ホーム備前多聞荘
 ・特別養護老人ホーム備前多聞荘
 ・備前多聞荘ショートステイセンター
 ・備前多聞荘訪問介護
 ・備前多聞荘相談支援事業所
 備前市鶴海 2401 番地
 Tel 0869-65-8975

ハートフル多聞 山陽
 ・山陽多聞荘デイサービスセンター
 赤磐市山陽 1丁目6番3号
 Tel 086-958-5511

岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸 36-1

電話番号 (086)230-2250

「特定相談支援事業所」とは？

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成を行っています。「障害サービスを利用したいのだけれど、自分がどんなサービスを選べばいいかわからない」という人々に対して、相談支援専門員が話を聞き、どのようなサービスが相談者に合うのかを話しあって、プラン作成を行います。さらにプラン作成のみで終了するのではなく、実際に支援を受けた人から、その後の感想や声を聞く役割も担っています。その声を聞いて、作成したプランは本当にその人にあっていたかを判断し、もししっかりとこないようであればよりよい状況になるように調整を行うこともあります。



step

01

役所・役場へ利用申請をします。



ご本人やご家族がお住まいの地域の福祉事務所および保健センターへ行き、希望する障害福祉サービスの利用申請をします。

「障害福祉サービス等」を利用するには？

障害福祉サービス等を初めて利用したり、利用を継続するためには、『サービス等利用計画』が必要になります。「サービス等利用計画」は、原則として障害福祉サービスの利用申請および更新時には作成する必要があります。



step

02

相談支援事業所の選択（セルフプランは除きます）



福祉事務所・保健センターなどで案内している相談支援事業所リストから希望の事業所へ連絡し、サービス等利用計画の作成依頼をし、その相談支援事業所の利用ができるか確認します。

『サービス等利用計画』とは？

ご本人の生活に対する意向や悩みごとをお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。また、その後サービスが適切に提供されているか定期的に確認し、計画を見直していきます。（モニタリングといいます。）



step

03

相談支援事業所で利用計画案を作成します。

ご本人と相談支援事業所とが契約を交わし、相談支援専門員がご本人やご家族から聞き取り（アセスメント）をし、サービス等利用計画案を作成します。作成した計画案をご本人やご家族に説明し、同意が得られた場合、署名いただいたものを役所・役場へ提出します。

『サービス等利用計画』は誰が作るの？

相談支援事業所の「相談支援専門員」が作ります。希望する事業所を一覧から選び、契約を結びます。（相談支援事業所を利用する。）相談支援事業所に頼まず、自分で作成することもできます。（セルフプラン）
※セルフプランご利用の場合にはモニタリングの利用はできません。



step

04

利用計画案が認定・受給者証の取得



福祉事務所および保健センターから障害福祉サービスの利用を認める「支給決定通知書」と「受給者証」が届きます。※届くまでに数日かかります。受給者証が届いたら、相談支援事業所へご連絡ください。

費用はかかるの？

計画作成やモニタリングは無料です。



step

05

担当者会議の開催・サービス利用開始



サービス等利用計画案をもとに、ご本人やご家族・相談支援専門員・サービス提供事業所と一緒に会議を開催し、計画を確認します。その会議をもとに、相談支援事業所がサービス等利用計画書を役所・役場に提出します。支給決定に基づき、希望した障害福祉サービスの利用を開始します。

相談支援専門員にサービス等利用計画書を作成してもらおうメリット

- ①困ったことや、やりたいこと、目標について一緒に考えてもらえる。
- ②色々なサービスを提案してもらえる。
- ③定期的にモニタリングを受けることで、自分のことを振り返ることができる。



他の事業内容について

一般相談支援事業所

精神科病院や障害者支援施設等から地域生活への移行を希望される方に対し、その計画を作成したうえで、地域にある障害福祉サービスの体験や、一人暮らしに向けた体験宿泊、家を探すお手伝い等の支援をします。

地域生活へ移行した方や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活（一人暮らし）に不安が多い方等に対し、安心した生活ができるようにサポートします。

障害児相談支援事業所

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援をおこないます。